

○財務省告示第二百四十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年七月十一日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等
三	発行方法
四	募入決定の 方法
五	発行額

利付国庫債券（二年）（第三百五十七回及び第三百六十回）、利付国庫債券（五年）（第百十三回）及び利付国庫債券（十年）（第二百九十一回、第二百九十四回、第二百九十五回、第二百九十六回、第三百零八回、第三百十回及び第三百十五回）  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行  
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。  
額面金額で千九百九十三億円

七 払込金額

八 最低額面金額

九 振替単位の

十 発行行の日

十一 発行価格

十二 利率  
十三 経過利率  
十四 払込み

十四 子利

内訳（別表のとおり）  
二千七百六億三千八百五十円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金額  
の整数倍の金額によるものとす

平成十八年七月十一日

平均対象国債ごと、金額

発行対象国債の算式により算  
出された金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額を加え、次の算式によ  
り算出した金額を払込日に払

い込むものとす。  
各発行対象国債の額面利率の  
総額×各発行対象国債の前子  
100×各発行対象国債の第十号に  
支規（利率）の発行日が経過し  
日にならざる場合は、 $365$

第十号に規定する発行日後の各  
発行対象国債の支払期を、支  
と、各支払期において、次の  
算式により算出し、期が銀  
う。ただし、算出た金額を、  
日に当たると、償還期限に  
日に支払う（償還期限に

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額
利付国庫債券 （二年） （第三回）	〇・一％	平成二十九年十月二十五日	六億円
利付国庫債券 （五年） （第十三回）	〇・三％	平成三十一年六月二十日	五十七億円
利付国庫債券 （二年） （第七回）	〇・一％	平成二十九年十月二十五日	六億円

（別表）

十五 償還期限  
十六 償還金額  
十七 入札の基  
十八 準とす  
十九 各発行対  
二十 象国債の  
二十一 利回り  
二十二 元利金支  
二十三 払場所  
二十四 入札参加  
二十五 払込期日

（別表のとおり）  

$$\frac{\text{各発行国債の額面金額} \times \text{各発行利率}}{100 \times 1 / 2}$$
  
 同日。)  
 日本銀行とす。  
 訂正後の当該単利  
 平成二十八年七月十一日  
 財務大臣から通知を受けた者

（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十 債 五 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十 債 回 券 ）	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 八 債 回 券 ）	（（利 回第十付 ）二年国 百）庫 九 債 十 券	（（利 回第十付 ）二年国 百）庫 九 債 十 券	（（利 回第十付 ）二年国 百）庫 九 債 十 券	（（利 回第十付 ）二年国 百）庫 九 債 十 券
一 ・ 二 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 三 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 三 %
日年平 六成 月三 二十三	日年平 九成 月三 二十二	日年平 六成 月三 二十二	九平 月成 二三 十 日年	六平 月成 二三 十 日年	六平 月成 二三 十 日年	三平 月成 二三 十 日年
五十 三 億 円	五十 一 億 円	八十 三 億 円	四千 億 円 百 九十	円二 百 十 八 億	百 十 六 億 円	十 四 億 円